

名古屋市農業委員会 令和4年第12回総会 議 事 録

1 開催日時 令和4年12月20日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後3時 9分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第81号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第82号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第83号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第84号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認に
ついて

第85号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第86号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第87号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第88号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正
について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出について

③令和4年度全国農業委員会会長代表者集会について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第12回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成田秋義 委員
		4番	近藤正俊 委員
5番	坂野文明 委員	6番	石田正彦 委員
		8番	箕浦基伸 委員
9番	布目已佐子 委員		
11番	横井昭男 委員	12番	岩田公雄 委員
		14番	野間利和 委員
15番	安井勝春 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（5名）

17番	森國晃 委員		
21番	大島誠 委員		
		24番	横井慎一 委員
25番	木村正男 委員		
27番	服部勇夫 委員		

令和4年第12回総会（令和4年12月20日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和4年第12回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和4年第12回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、また寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第81号議案「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」から、第88号議案「名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について」までの8議案の審議を行います。また、報告事項を3件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中11人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中5人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、野間利和委員及び箕浦基伸委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、始めに、第81号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号1-31から1-39について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号1-31から1-39の農地について、担当委員さんと事務局職員で、12月2日と5日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号1-31、瑞穂区田辺通2丁目の1筆及び、陽明町2丁目の3筆の計4筆は一体で、大根、ニンジン、タマネギなどが栽培されていました。

受付番号1-32、天白区中平二丁目の1筆には、ミカン、大根、ニンジンなどが、同1筆には、柿やミカンが、栽培されていました。

受付番号 1-33、緑区桶狭間切戸の 1 筆には、桃、アボカド、ブロッコリーなどが、同 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、ブドウ、ブロッコリー、白菜などが、栽培されていました。

受付番号 1-34、天白区梅が丘三丁目の 1 筆には、梅、柿、はっさく等が、受付番号 1-35、緑区若田一丁目の 1 筆には、ブロッコリー、キャベツなどが、同 1 筆には、栗、梅などが、同 3 筆は一体で、柿、ブロッコリー、大根などが、栽培されていました。

受付番号 1-36、天白区菅田三丁目の 1 筆には、柿やミカンが、受付番号 1-37、緑区桶狭間西の 1 筆には、イチジク、わさび菜、キャベツなどが、同 2 筆は一体で、柿、ミカン、とうがらが、栽培されていました。

受付番号 1-38、緑区有松幕山の 1 筆には、ミカンや柿が、桶狭間巻山の 1 筆にはブロッコリーが、同 1 筆には、大根が、受付番号 1-39、南区芝町の 1 筆には、ブドウ、柿、大根、白菜などが、栽培されていました。

以上、いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-23 から 2-28 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-23 から 2-28 について、12 月 1 日と 2 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-23 は、1 筆が畑で、耕作準備中、もう 1 筆が田

で水稻収穫済でした。

受付番号 2-24 は、上志段味特定土地区画整理の 1 筆に、畑として仮換地され、大根、ネギ、タマネギ等が作付けされていました。

受付番号 2-25 は、3 筆とも田で、水稻収穫済でした。

受付番号 2-26 は、田で、水稻収穫済でした。

受付番号 2-27 は、畑で、大根、白菜、ブロッコリー等が作付けされていました。

受付番号 2-28 は、田で、水稻収穫済でした。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-17 から 3-20 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-17 から 3-20 の農地につきまして、12 月 5 日と 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-17 の中川区下之一色町字宮分の 1 筆の畑には、ネギ、ホウレンソウ、ニンジンなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-18 の中川区好本町三丁目の 1 筆の畑には、ネギ、サツマイモ、大根、タマネギなどが作付けされており、良好に管理されていました。

受付番号 3-19 の中川区水里一丁目始め 5 筆は、すべて田で稲刈り後の状態でした。

受付番号 3-20 の中川区江松西町の 1 筆の田は、稲刈り後の状態でした。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-14 から 4-17 について、港農政課長、お願ひいたします。

港農政課長

受付番号 4-14 から 4-17 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、12 月 2 日と 5 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-15 の 1 筆、4-16 の 2 筆及び 4-17 の 8 筆のうち 7 筆の申請地につきましては、田として稲刈り後の状況でした。4-14 の 3 筆につきましては、ブロッコリー等が作付けされ、4-17 の 8 筆のうち 1 筆につきましては、キャベツ、タマネギ、ブロッコリー等が作付けされ、畑として、良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 81 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 81 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 82 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>
中川農政課長	<p>受付番号 3-2 の農地につきまして、12 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査及び面談を行いましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>願い出のありました中川区万場五丁目の 1 筆の畑には、タマネギ、ニンジン、ブロッコリーなどが作付けされ、良好に管理されていました。</p> <p>この農地の被相続人は今年 6 月に亡くなられ、妻である相続人が引き続き農業経営を行うとのことです。</p> <p>相続人は現在 80 歳とご高齢ですが、これまでも農作業に従事されており、現在良好な農地管理ができていることから、今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 82 号議案の案件について</p>

は、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 82 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 83 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-7 につきまして、12 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区西茶屋三丁目始め 2 筆は田で、稲刈り後の状況で、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、問題はないと思われしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 83 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 83 号議案の案件は承認することといたします。</p> <p>次に、第 84 号議案、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について審議を行います。本議案は、市民農園の開設にかかる内容となります。</p> <p>いわゆる特定農地貸付法は、市民農園の一種である「区画貸し農園」が一定の要件を満たした形で行われる場合には、「特定農地貸付け」として、農地法第 3 条の規制の対象外とすることを定めています。配付資料の①をご覧ください。</p> <p>この中で、農業委員会が審査する事項は、この市民農園の貸付規程が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。</p> <p>また、申請者の貸付規程の内容については、表の右側に記載してあります。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。第 84 号議案について、西部・守山農政課長、お願いいたします。</p>
西部・守山農政課長	<p>本件につきまして、12 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで、現地調査をした結果を報告します。</p> <p>配付資料①についてご説明します。</p> <p>始めに、1 号の「位置及び規模」についてですが、申請地周辺は住宅街となっており、点在する農地はあるものの集団性は無く、周辺農地に支障を及ぼすことのない適切な位置にあります。また、規模も他の市民農園と比較して、妥当なものと思われれます。</p> <p>次に、「募集及び選考の方法」ですが、開設者の規程により</p>

ますと、新聞折込みチラシや、ホームページ掲載などにより広く公募し、先着順に決定することと定められており、公平かつ適正なものと認められます。

次に、「貸付期間その他の条件等」についても、同規程において、貸付期間は5年を超えない範囲とするなどの利用条件が定められており、適正なものと認められます。

また、管理人を設置できることも定められ、農地の見回り、栽培指導等を行うことにより、利用者による農地の適切な利用を確保しています。

最後に、4号になりますが申請地には、小作権など所有権以外の権原に基づいて耕作するものがないことを確認しております。

以上のことから、市民農園として農地を貸し付けることについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第84号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第84号議案の案件は承認いたします。

次に、第85号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料②をお配りしていますので、合わせてご覧ください。

それでは、18 ページの農用地利用集積計画案の第 12 号について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

令和 4 年度第 12 号の農地利用集積計画につきまして、12 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西茶屋三丁目始め 10 筆です。地目は畑で、面積の合計は 15,322 平米であり、現在は、ブロッコリー、ネギ、大根等が作付けされていました。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受けの希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われまます。なお、申出人の経営する農地はいずれも良好に管理されていました。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

なお、配布資料に記載のとおり、「利用権の存続期間」や「有益費の償還」などの内容についても、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上、調査の結果、問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようですね。

それではここで、第 85 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。17 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について
農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 85 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 85 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 86 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。

こちらは、港区南陽地区における農地中間管理事業による農地の貸し借りに関する案件です。

議案の 26 ページをご覧ください。配付資料の③についても、合わせてご覧ください。

それでは、第 86 号議案について、事務局より説明をお願いします。

主査

本件は、港区南陽地域の畑につきまして、出し手と受け手で条件調整のうえ、農地中間管理機構へ貸し出し申し込みがありましたので、農用地利用集積計画を作成するものです。

今回 12 筆、計 12,213 平方メートルの農地の利用権設定を予定しておりまして、受け手となりますのは、認定農業者の方でございます。

資料飛びまして、配付資料③をご覧ください。

第 86 号議案につきまして、審議のポイントをまとめてございます。こちらご覧のとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、基本構想に適合すること、及び、所有権者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要がございます。今回の議案では、すべての項目につきまして、必要な要件を満たしておりますことをご確認いただければと存じます。事務局からの説明は以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それではここで、第 86 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。25 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条

第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 86 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 86 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 87 号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントについては、37 ページの法律をご覧ください。第 13 条の 2 項の第 1 号から第 5 号の、いわゆる 5 要件を満たしているかどうかポイントになります。

具体的には、

一、農用地等以外の用途に供することが国土資源の合理的な利用の見地から必要かつその規模が適当であり、農用地区域外の土地で代えることが困難であるか。

二、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないか。

三、担い手の農用地利用集積に影響を及ぼすおそれがないと

認められるか。

四、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないか。

五、農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるか。

になります。

それでは、35 ページ及び 36 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 につきまして、11 月 4 日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者の 2 名は、このたび申請地、港区小川一丁目の 1 筆の畑、面積 283 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。

申出者は現在、中川区の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、妻の母と相談して、今後、高齢の母親の農作業の手伝いのできる土地で選定するに至ったとのことです。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、かつ宅地化が進む三種農地であります。他に適地がなく、所有者である母親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の北側と西側は畑、南側は道路、東側は宅地となっており、小川土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

ひきつづき、受付番号 4-3 につきまして、11 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員とで、調査した結果をご報告します。

申出者の 2 名は、このたび申請地、港区西福田二丁目の 1 筆の畑、面積 409 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。

申出者は現在、港区内の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、妻の両親と相談し、今後、両親や祖母の農作業の手伝いのできる土地で選定するに至ったとのことです。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、かつ宅地化が進む三種農地であります。他に適地がなく、所有者である伯母の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の北側と東側は水路、南側は道路、西側は雑種地となっており、海東土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 87 号議案の議決の案を読み上げます。34 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 87 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 87 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 88 号議案、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長

第 88 号議案についてご説明します。

本議案は、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程」について、一部改正するものです。

次期、農地利用最適化推進委員の改選にあたりまして、評価会議の委員についての改正です。

39 ページをご覧ください。具体的な改正内容は、新旧対照部分の (3)、(4) の部分です。

これは、評価会議の委員のうち、公園緑地・農政監の職にある者を減らし、参事(農政)の職にある者のみとする改正です。

評価会議の委員は、農業委員会の求めるところにより、推進委員候補者の選考にあたり、候補者の識見等を評価し、その結果を農業委員会に報告します。

一般的な審議会等では、行政職員を減らし、外部有識者の割合を高め、中立性を高める傾向がございます。過去の委員の改選では、行政側から2名を評価会議の委員としておりました。

評価にあたり1名とすることで、支障がないことが過去の改選からも確認できたことから、今回の改選にあたりまして、変更するものでございます。以上、よろしくご審議お願いします。

議長(会長) ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第88号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長(会長) ご異議なしと認め、第88号議案は原案のとおり改正することといたします。

本日本日予定しました議案は、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和4年11月1日から令和4年11月30日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから6ページにかけては、農地法第3条の3の規定による届出が16件

続いて、7ページから13ページにかけては、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が20件

続いて、14ページから39ページにかけては、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが75件

続いて、40ページから42ページにかけては、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが7件

続いて、43ページから44ページにかけては、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが6件

続いて、45ページから46ページにかけては、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が6件

続いて、47ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

続いて、48ページですが、現況証明願についてが1件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

次に、報告（2）「農業委員会等に関する法律第38条における意見の提出」についてです。

毎年、名古屋市農業委員会では、農業施策等に関する意見書を市長に提出しているところでございますが、来年に委員の改選をむかえるにあたって、一度、現在の意見書について振り返りをしたいと思います。また、委員の皆さまからご意見をうかがい、実施方法を見直すことを検討しています。

始めに、市長へ提出した意見書の状況を振り返りたいと思います。左上に「報告2」と記載のあるA3の資料をご覧ください。こちらに、現在の意見書の主な意見等を整理しました。内容について、事務局より説明をお願いします。

農政係長

配布しております、左上に「報告2」と記載しているA3の資料をご覧ください。

本件は、11月総会においても報告事項としてしています。

まず、今年度、提出した意見書につきまして、状況の報告を申し上げます。

左の項目をご覧ください。現在の意見書は、「1 税制」から、「6 遊休農地・荒廃農地の解消について」までの6項目から構成されています。

その右の欄で、主な意見としまして、

「1. 税制」では、「相続納税猶予の終身営農要件の緩和等」、
「2. 生産緑地」では、「特定生産緑地の制度周知」、「3. 農業

基盤の維持・整備」では、「老朽化した施設等に対する土地改良事業等への予算の増額」、「4. 人材育成」では、「幅広い講座、研修の実施等」、「5. 地産地消の推進」では、「地産地消イベントや農業体験等のなお一層の充実等」、「6. 遊休農地・荒廃農地の解消について」では、「荒廃農地等解消のための交付金の復活」があげられております。

提出した年度は、主な意見の各項目右側の欄に記載しております。

市の対応状況につきましては、提出した年度の右側の欄に、各項目に対して、国等へ要望するものや、市の施策として実施しているもの、等に分けて記載しております。

その右側の欄に、意見書の成果を記載しています。

また最後に、一番右の欄では、達成度についての記載でございます。

現状の意見書の状況については以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

これまでの意見書の成果としましては、市の施策に結びついているものや、生産緑地のように、制度周知を実施した結果として成果が見られたものがあげられます。

また、達成度として各意見に対し、二重丸、丸、三角を記載してありますので、ご確認ください。

以上のことを踏まえて、今後の意見書のあり方を検討するため、アンケートの形式により委員の皆さまのご意見をうかがうこととしたいと思います。「農業委員会の意見書に関する調査」について、事務局より説明をお願いします。

農政係長

続きまして、「農業委員会の意見書に関する調査」と記載しておりますA4の資料をご覧ください。

まず、意見書について、改めてご説明いたします。農業委員会は、「農地利用最適化」の成果につなげるため、必要があると認めるときは、実施することが規定されています。

「農地等の利用の最適化」の意見を目的としており、主に「農地の利用集積」、「遊休農地対策」、「担い手・新規就農者の育成」、「都市農業振興」などについての意見が挙げられます。

県下の農業委員会の状況について、毎年意見書として実施しているのは、本市含めまして、2農業委員会です。農地利用の最適化推進に必要があると認める時に実施しているのは、7農業委員会です。実施していないのは、45農業委員会です。

以上の状況を踏まえまして、来年農業委員、農地利用最適化推進委員の改選が行われるにあたり、現在の意見書の実施方法や、各項目について、11月総会、また今月の総会を通じまして、委員の皆さまにご意見を伺うアンケートを実施いたしまして、取りまとめたのち総会で報告し、お諮りすることを予定しております。

大変恐縮でございますが、調査に関しましての各項目に丸を記入、また意見を記載していただきまして、1月10日までに都市農業課もしくは地区農政課へ、ご提出いただくようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

成田委員

簡単に申しますと、農業センターの民営化。ここでは二重丸っていう風で、研修とかね、あれになっておりますけども、非常に市民の中から心配してるわけでございます。具体的には、

私ども J A みどり管内では、伝統野菜を目指して「徳重だいこん」の選抜について、非常にお世話になっております。

それからもう一つは、「なごやか農楽会」ということで、研修制度をして我々市民の農家、名古屋の農家の皆さんの営農の応援をしていただく。そういう中でも「なごやか農楽会」の会員の皆さんは、農業センターが民営化になる、駐車場も有料になるって。どうなるか、我々農業センターに行けなくなっちゃうんじゃないかと、そういう心配をしてるわけです。私個人としても昨年、大根の時に、午後だったんだけど、ちょうど「徳重だいこん」には会えなかったんですけども、園芸普及担当主査から、非常に親切に教えていただいて、今年は大根も非常にいいものができました。やはり指導していただきお話を聞いて、それから例の天白とあそこら辺の地域にある「八事五寸にんじん」の採取の方法についても、いろいろとお世話になりました。こういうことが来年からできんようになっちゃうんじゃないかなあと。ああいう優秀な主査、それからスタッフの皆さんだと思います。本当にお世話になりました。そういうことが関係者の中で不安になってるんですけど、どんなものでしょうか。質問です。これは大事なことなんです。

事務局次長

今ご心配いただいています農業センターでございませけれども、農業センターの役割というものは、新しく指定管理者制度が始まっても変わるものではございませんので、今ご指摘をいただきましたチャレンジファーマーカレッジとか、担い手の方の育成、そういったものは責任をもって、私どもと連携してやっていく予定をしております。

また「なごやか農楽会」のボランティアの団体の育成についても、引き続き行ってまいりますので、また皆様方とご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

ただ、非常にご迷惑をおかけするかなというのは、施設のリニューアル工事が、新しい指定管理者で実施をしていただく関

係がございまして、来年度については、半年間の閉鎖期間を経まして、後半で少し一部開園といったような形になっていく予定をしておりますので、そのあたりで来年度は畑が使えないとか、1年間ぐらい少しご迷惑をおかけするのかなと思っておりますが、その次の年からは新しい施設運営と指定管理者のほうでもしっかりやっていただくように、私どももしっかり連携してやってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、それについてご意見等、何かございまして、私どももまた引き続きご意見をいただきながら、調整しながらやっていきたいと思ひておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

成田委員 ありがとうございます。

議長（会長） よろしいですか。

意見書の中で、東農さんで、その他農業委員会意見書についてご意見等を書いてくださいですから、このあたりに書いてください。

成田委員 書いてあります。

議長（会長） 失礼しました。他にございませんでしょうか。

他にないようです。皆さま、期限までにご提出をよろしくお願ひいたします。

次に、報告(3)「令和4年度全国農業委員会会長代表者集会」について、報告いたします。

これは私から報告いたします。

オレンジの封筒が回ってると思ひますが、これが今回の代表

者集会での報告の冊子でございます。

今月の12月1日、東京都中央区の銀座ブロッサムにおきまして、「令和4年度全国農業委員会会長代表者集会」が開催されました。報告(3)と書かれている資料をご覧ください。

銀座ブロッサムって東京都の特別区の中央区の区役所の西側にある会館でございます。

まず初めに式次第が出てますね、「(1) 要請決議 令和5年度農業関係予算の確保等に関する要請決議(案)」、「(2) 申し合わせ決議①『地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動』の推進に関する申し合わせ決議(案)、②『情報提供活動』の一層の強化に関する申し合わせ決議(案)」、「(3) 活動事例報告 『名古屋市における人・農地プラン(地域計画)の策定』」について私から報告をいたしました。それから次に「区域部会を通じて活動内容を総会で共有」、秋田県秋田市農業委員会の佐々木吉秋会長の報告でございました。続いて、「男性農業委員会会長が進める女性農業委員の登用促進」、徳島県の小松市農業委員会の青木正廣会長より報告がございました。「(4) 女性委員の登用率の向上に向けた決意表明」として、全国農業委員会女性協議会 横田友会長(埼玉県秩父市農業委員会 会長職務代理)より報告がございました。

私の報告ですが、名古屋の話をするわけですが、持ち時間15分のところ5分オーバーして2回怒られましたけど、ずうずうしく20分しゃべってきました。

写真で回覧しましたが、パワーポイントとデータを使用しながらしゃべってるところでございます。内容については、冊子の中に入っておりますから、そちらを見てほしいです。要は「名古屋の農業って何?」っていうのをちょっと説明して、それから名古屋の農業が抱える問題点として、少子高齢化、人・農地プラン、これは全国の農業委員会の会長さんたちに共有する話

題になりますが、少子高齢化が色々いろんな問題が生じるんですが、これはここで議論するまでもありません。

次に国から要請は来年度に向かって、人・農地プランが地域計画に変わりますので、その話をしてほしいということがメインであります。それ以外に名古屋市の問題では市街化区域内農地の問題。それから固定資産税、相続税が高いってこれを何とかならんか。それから生産緑地の2022年問題が大きな問題でありました。これについて話をしていたところでございます。特に人・農地プランの内容を地図に落とし込みながらという点で、そういう電子データで地図に落とし込むってことができます。色分けとかいろいろ描けます。そういうことも含めて説明したところでございます。

結論から言うと、少子高齢化の問題は名古屋市農業委員会では、何ともしようがないところでございますのでクエスチョンマーク。人・農地プランにつきましては、中川区と港区ではほぼ60パーセント以上集約できてるということです。実態的には港区の南陽地区においては、JAなごやが作ったJA名古屋ファームが、ほとんど受けておりますので、人・農地プランとして農地中間管理機構を通じて利用権設定してる、してないにかかわらず、従前から農協が受けて農作業をやっておりますので、耕起から、ならしから、田植えから、肥料撒きから、稲刈りから、っていうローテーションをもう出来上がってますから、8割以上が集約されてる。中川区の、近鉄から南1号線の間の人たちが持つところと、1号線から南側の港区の堺の富永のところは、まだまとまってないっていう状態です。これを除いてもうできあがっているっていう、そういう説明をしたところでございます。

それから、市街化区域内の農地。これは止めようがございません。これもクエスチョンマーク。税金の話題についても、意見書として名古屋市とか県とかに出しておりますが、国なんかにも持っていったるところですけど、これは税制をいじくること

になりますので、なかなか答えが見つからないところですけど、答えとしてはクエスチョンマークにしました。

それから、生産緑地の2022年問題についても、少し触れておりました、ほぼ80パーセントぐらいが、特定生産緑地に移行していただいております。80パーセントぐらいが移行してもらってますので、おおよそ200ヘクタールぐらいが、指定を受けたということになります。こういうような話をしたとございます。

それ以外で、会長の私が全国農業会議所からの要請で出ておりますので、愛知県の中の会長として、代わりに会長職務代理者の布目さんに代わっていただいて、団体行動をしてもらっております。

国会の参議院会館の地下で、県の農業会議の会長が、国会議員さんをお呼びつけて、要請をする、意見交換をするっていう場面を毎年行っております。そういう活動をしていただきました。

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

その他で3点ご案内ございます。

1点目です。配付資料④と記載しております「名古屋市農業委員等の募集について（ご案内）」をご覧ください。

令和5年9月18日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了となることから、今後の募集を実施して参りま

農政係長

す。概要について、ご説明致します。

募集の人数は、前回の改選と変更ございません。任期は、令和5年9月19日から3年間です。主な業務内容として、ご覧のとおりで、最近では農地等の利用最適に関する業務に重点が置かれています。

募集方法や推薦を受ける者及び応募する者の資格等をご覧のとおりです。裏面をご覧ください。

スケジュールの項目では、今後、前回の公募と同様の時期、令和5年1月から2月にかけて実施する予定です。その後、選考を経て、9月に任命開始する日程を予定しております。

農業委員等の募集について、ご承知おき下さいますようお願いいたします。

その他の2点目です。配付資料⑤をご覧ください。

農地の権利取得につきまして、農地法第3条において規定されています。今回の農地法改正に伴いまして、農地の取得にかかる下限面積の要件が撤廃される改正がございます。

現行においては、農地の取得にあたる下限面積は、農業委員会が別段の面積を定めることができるとされており、本市では20アールを下限面積としております。

農地法の改正が施行されますと、「農地を全て効率的に利用すること」等の許可基準は変わりませんが、「一定の面積を経営すること」の要件が廃止されます。

愛知県農業会議からの情報では、農地法の改正は令和5年4月1日から施行されるとのことでした。

今後、国から運用について、ガイドライン等が示されるとされております。情報がありましたら総会等でご報告して参りますので、よろしくお願いいたします。

3点目のご案内です。配付資料⑥をご覧ください。

「令和5年度総会日程（案）」でございます。今年度同様原則20日に開催する予定でございます。土日祝日にあたる場合は、後ろ倒しを予定しております。いずれも午後2時からこちらの西庁舎12階の12C会議室で開催する予定でございます。

なお、例年通り、5月と1月につきましては、月初に大型の連休があるということがございますので、それぞれ25日とさせていただきます。

9月につきましては、現在の委員の任期が9月18日までとなっており、18日が祝日にあたることから、開催日を15日としております。また、その日程の都合上、9月総会にかかる月初の現地調査は、タイトな日程でお願いすることになります。近づきましたら、詳細は各地区の事務局からご案内致します。

来年度の日程ではございますが、あらかじめ日程の調整をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

野間委員

次期の農業委員の募集のご案内ってということで出たわけですけど、岩田会長が東京行かれた時に、会長の会議の中で、最後のところに女性委員の登用率の向上に向けた決意表明っていうのがあるんですけど、例えば名古屋市の農業委員会では今、一人の農業委員っていう格好で、具体的にこれぐらいの時期に向上させるっていうような目標っていうのは、設定っていうことはされないということで理解してよろしかったでしょうか。

農政係長	<p>名古屋市農業委員会としましての目標設定っていうのは現在ございません。ただ国からは、女性の農業委員の割合を高めるよう要請がきておるところですので、目標値をもって人数を高めていきたいという方向であると考えております。</p>
議長（会長）	<p>他にございますか。</p> <p>他にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和4年第12回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後3時9分）